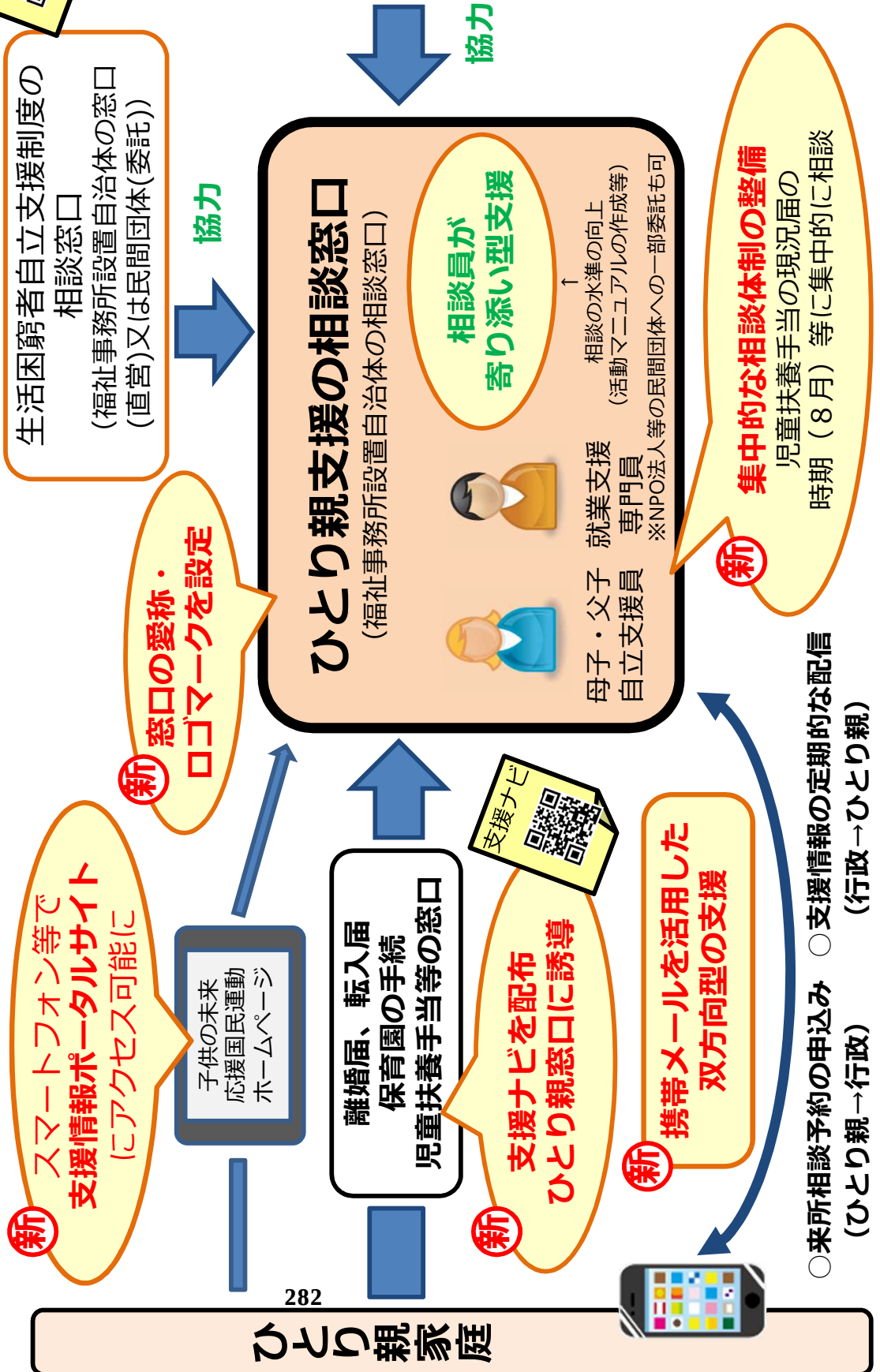


自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援につながる

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

自治体の窓口における相談の水準の向上

概要

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

対応

- (1) 相談支援の質を標準化するための**アセスメントシートを開発し**、母子・父子自立支援員等の活動**マニュアルを作成**（平成27年度～）
- (2) 母子・父子自立支援員等に対する**研修の充実**（平成28年度～）
（全国研修におけるアセスメントシートや活動マニュアルの活用方法の周知）

母子・父子自立支援員相談実績（平成25年度）

	生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活 援護	再掲		その他	合計
		うち 就労	うち 配偶者等の 暴力	うち 養育費			うち 母子寡婦 福祉資金	うち 児童扶養手当		
母子 寡婦	件数	71,821	15,084	7,132	70,648	440,570	291,671	92,135	22,693	735,041
	割合	27.4%	9.8%	2.1%	1.0%	59.9%	39.7%	12.5%	3.1%	100.0%
父子	件数	735	78	147	2,665	5,790	—	4,019	292	12,573
	割合	5.8%	0.6%	1.2%	21.2%	46.1%	—	32.0%	2.3%	100.0%
合計	件数	72,556	15,162	7,279	73,313	446,360	291,671	96,154	22,985	747,614
	割合	27.4%	9.7%	2.0%	1.0%	59.7%	39.0%	12.9%	3.1%	100.0%

支援につながる

- ※連携に係る通知を発出したところであるが、それぞれ各地域で実際に機能するようにする必要がある。



子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

生活を応援

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図ることが求められている。

対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館・民家等において、事業を実施する。

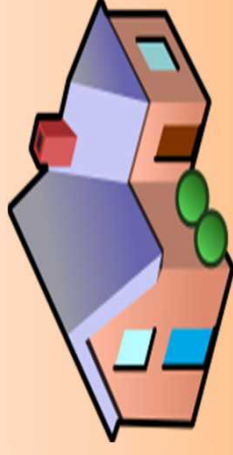
285

<イメージ>

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



<実施場所>
児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援

遊び等の諸活動

調理実習

食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

児童扶養手当の機能の充実

生活を応援

現状

【支給対象者】

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）

【手当月額】

児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで

児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算

【所得制限】

本人：全部支給（2人世帯）130万円 一部支給（2人世帯）365万円

扶養義務者（注）（6人世帯）610万円 （注）生計を同じくする祖父母など

課題

○ひとり親の生活の安定と自立の促進の観点から、児童扶養手当のあり方について検討が必要。



対応

○ 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。

※ 収入に応じて支給額を減減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）

※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）

※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）

○ 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の相談支援の強化

生活を応援

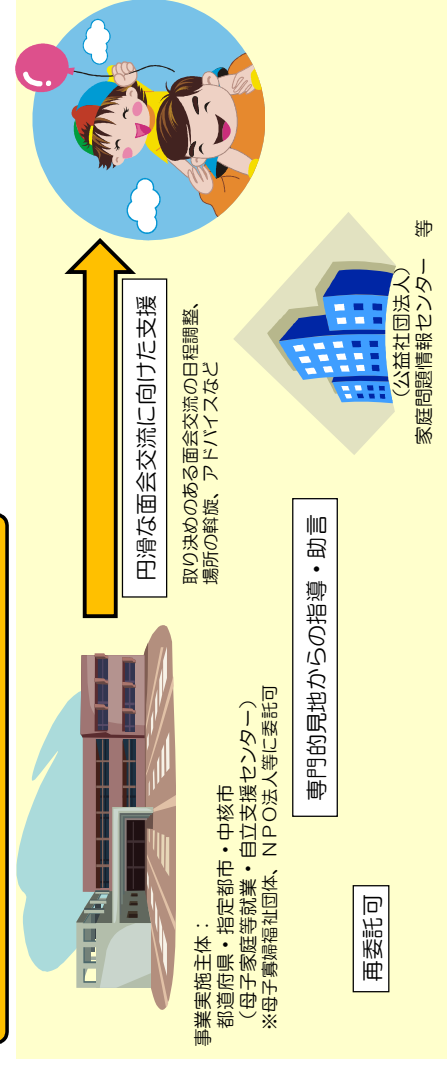
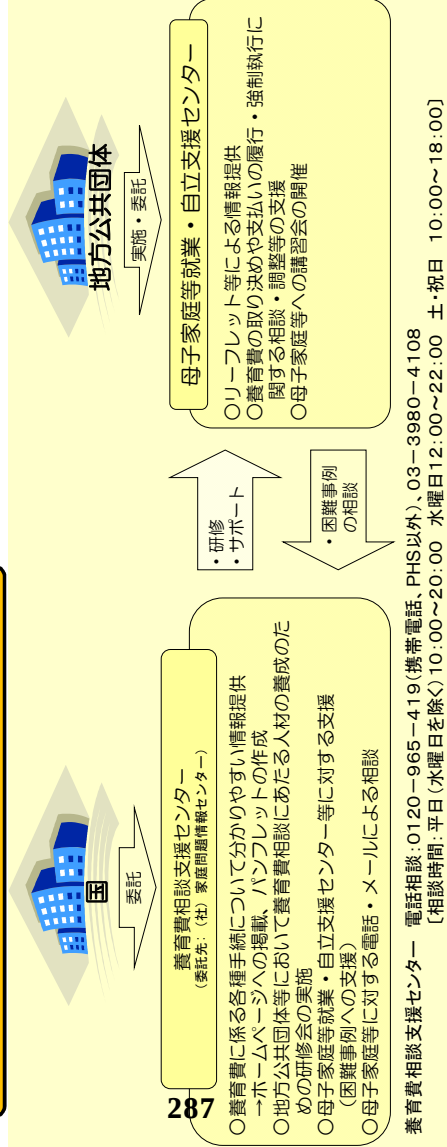
現状

○養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、取決めの重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を実施。また、地方公共団体においても、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応。

○面会交流については、面会交流の取り決めがあり、父母間で合意がある児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を対象に、面会交流の支援を行うための活動費を補助。

養育費相談支援センター事業

面会交流支援事業



課題

○養育費の取決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要。

○面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が認識した上で、面会交流の取決めが行われ、適切に実施されることが必要。

対応

- 地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。
- 養育費及び面会交流の取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供する。

パンフレット・合意書ひな形の作成 及び離婚届書との同時交付等

生活を応援

概要

- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット^(注)と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を作成する。
 - これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。
- (注) パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）を分かりやすく記載する。
- ※ さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができいかを検討する。
 - ※ 離婚後共同親権制度の導入の可能性については、引き続き検討する。

これまでの取組

- 平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された（民法第766条第1項）。
- 離婚届書に養育費の取決めの有無をチェックする欄を追加。
- ・ 離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約10%上昇したが、60%を少し超えたところで頭打ち^(注)。
- ・ 養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、DV等が原因で相手と関わりたくないと考えている場合等があると考えられる。

(注) 養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付されたものの割合

H24.4	～	H24.6	49%	H25.4	～	H25.6	59%	H26.4	～	H26.6	61%
H24.7	～	H24.9	55%	H25.7	～	H25.9	60%	H26.7	～	H26.9	61%
H24.10	～	H24.12	58%	H25.10	～	H25.12	61%	H26.10	～	H26.12	62%
H25.1	～	H25.3	60%	H26.1	～	H26.3	62%	H27.1	～	H27.3	62%

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正 (中期的課題)

生活を応援

概要

債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

これまでの取組

平成15年の民事執行法改正の内容

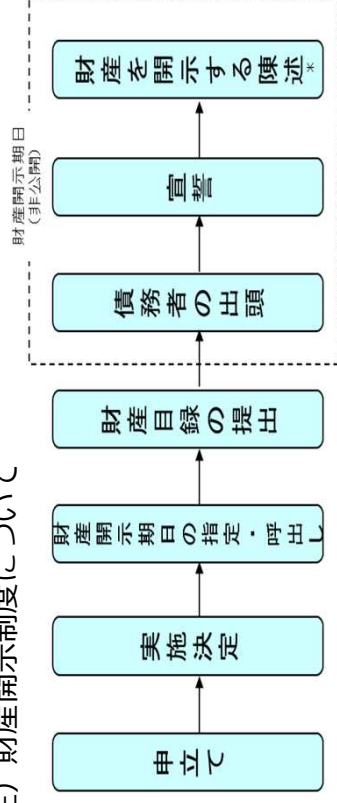
- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができるとの特例が設けられた。
- 民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その4分の3に相当する部分を差し押さえることとはできないこととされているが、養育費の支払を求めるために給料等を差し押さえる場合には、差し押さえることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
- 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるよう、財産開示制度（注）が創設された。

289

- ・ 財産開示制度に対しては、その導入後約10年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。
- ・ 財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができる第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。

養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

(注) 財産開示制度について



財産開示の申立て件数(全国)

財産開示 (新受件数)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全地域総数	789	663	884	893	1,207	1,124	1,085	979

- * ・虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
- ・申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができる。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

生活を応援

現状

- 生活の維持のために必要な費用、子供の進学等に充てるための資金を貸付
- 返済の負担に配慮し、子供の進学等に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、3年～20年に設定）

貸付金の種類（計12種類）

- 【子供の進学等に要する資金】
修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金
- 【生活のための資金】
生活資金
- 【親の就業等に関する資金】
技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金
- 【その他生活に関連する資金】
医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

貸付実績（平成25年度）

- ・母子福祉資金貸付金 207億3717万円（41282件）
 - ・寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円（989件）
- ※約9割が子供の進学等に要する資金の貸付
（注）父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

課題

- 貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。



対応

※平成28年4月から実施

- 返済の負担に配慮し、ひとり親家庭に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を以下のとおり引き下げる。
 - ・年利1.5%→1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

生活を応援

現状と課題

- 就労家庭が保育所等を利用しやすい環境を実現する。
- 多子世帯は、特にその保育料負担を支援する必要がある。

対応

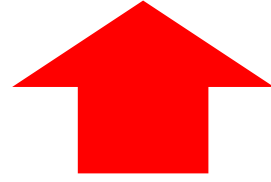
- 年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

※多子世帯の場合の例示

(現行)

対象外		小学校 3年生	
第1子の扱い		保育料 満額	
(5歳)			
(4歳)			
(3歳)			
第2子の扱い		保育料 半額	
(2歳)			
(1歳)			
(0歳)			

(改正)



年収約360万円未満世帯 年齢制限撤廃		小学校 3年生	
対象 第1子扱い			
※多子計算に係る年齢制限を撤廃			
第2子			
(5歳)			
(4歳)			
(3歳)			
第3子		無償	
(2歳)			
(1歳)			
(0歳)			

日常生活支援事業の充実

現状

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。

課題

- 定期的な利用は本事業の対象外としており、利用者から使いにくいとの指摘がある。
- ひとり親家庭に派遣する支援員（ヘルパー）の確保が困難との指摘がある。

292

＜利用料（1時間当たり）＞

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円



対応

※平成28年4月から実施

- 安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、**未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。**
- **ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。**

ショートステイ・トワイライトステイの充実

現状

○ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。（ひとり親家庭以外の利用も可能）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所	678か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所	364か所

課題

○ひとり親家庭において、仕事と子育ての両立を図るためには、夜間・休日などに子供を預かる子育て支援サービスの充実が必要。



対応

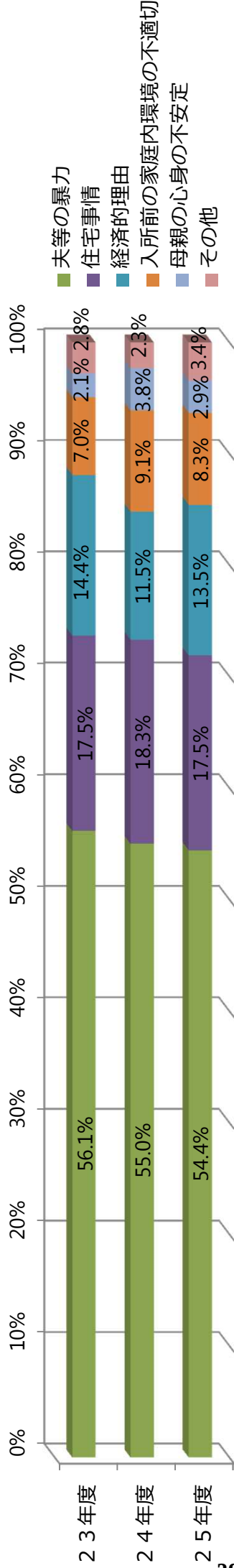
- ショートステイ・トワイライトステイの利用の拡大を図る。
- 子どもの生活・学習支援事業に関する取組との連携など、好事例を示しつつ、積極的な活用を自治体に求める。

母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

生活を応援

現状

- 母子生活支援施設は、母子家庭の母及び子を入所させて保護し、自立に向け、生活を支援する施設。施設数は247か所で、3542世帯が利用（平成26年10月時点。定員は4936世帯）
- 居室、集会・学習室等があり、母子支援員、保育士、少年指導員、調理員等、嘱託医が配置。
- DV被害を理由とする入所が5割を超えており、住宅事情や経済的理由による入所も約3割を占める。



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」（※平成25年度）

課題

- DV被害者の入所が約半数を占め、虐待児の増加も見られることから、自立を支援するための機能・役割の充実・強化が必要。
- 関係機関との連携を強化し、母子の抱える課題や状況の違いを理解した、早期・集中的な支援を実施していくことが必要。
- 母子生活支援施設が有する機能を活用し、地域の支援拠点として活用していくことが必要。



対応

- 母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用。
 - ・親の生活支援事業の実施
 - ・子どもの生活・学習支援事業の実施
 - ・就業支援専門員の配置
 - ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
- ・母子・父子自立支援員等の関係者との情報共有

児童家庭支援センターの相談機能の強化

現状

- 児童家庭支援センターは、以下のような子どもの養育全般にわたる相談対応業務を担う重要な機関
 - ①地域・家庭からの相談対応
 - ②市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助の実施
 - ③都道府県又は児童相談所からの受託による指導
 - ④里親等への支援
 - ⑤関係機関との連携・連絡調整

【設置か所数の推移】

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置か所数	82	87	92	98	104

課題

- 子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって、役割が不明瞭となっている。
- 継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。



対応

- 相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大する。
- 児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。

生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

現状

○困難を抱える世帯に対する子どもの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金、国の教育ローン、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されている。

課題

○教育支援資金（生活福祉資金）については、主として他の貸付制度（ひとり親を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付金など）を利用できない低所得世帯（二人親で多子の貧困世帯）への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが授業料等の多寡により進学先の選択肢を狭める等、経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

296

対応

※平成27年度補正予算において実施

○現行の貸付限度額について、特に必要と認める場合に限り、1.5倍の額まで貸付可能とする。

例）教育支援費 大学の場合：月額65,000円→97,500円

○延滞利子の引き下げ：（現行）年10.75% →年5%

○卒業後に就職できない、または就職したが十分な収入を得られていない場合に、償還計画の見直しを行う。

○市町村民税非課税程度とされている貸付対象世帯の基準について、多子世帯等の場合には、その世帯の経済状況を十分に勘案した対応とする。

沖縄における居場所づくりと支援員の配置

生活を応援

現状

○沖縄の子供を取り巻く環境は、1人当たりの県民所得が全国最下位であり、母子世帯の出現率が全国1位であることなど、全国と比較して特に深刻な状況である。

参考データ

1人当たり県民所得—47位	完全失業率—1位	非正規の職員・従業員率—47位	母子世帯出現率—1位
離婚率—1位	高校進学率—47位	高校中退率—1位	大学等進学率—47位
若年無業者数—1位	不良行為少年補導数—1位	若年（15～19歳）出生数—1位	

課題

- 沖縄においては、保護者が就労等により夜間家にいないことが多く、昼間も全国に比べて高額な放課後児童クラブの利用料を支払えないため、日中及び夜間の子供の居場所の確保が急務であるとの指摘がある。
- 沖縄においては、生活保護等の行政の支援から取り残されている世帯が多いのではないかと指摘がある。



対応

- 全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業を、**モデル的・集中的に実施**する。

居場所づくり

市町村において、子供の居場所を提供するNPO等を支援する。居場所では、地域の実情に応じ、**食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援**を行うとともに、年に数回程度、**キャリア形成等の支援**を行う。

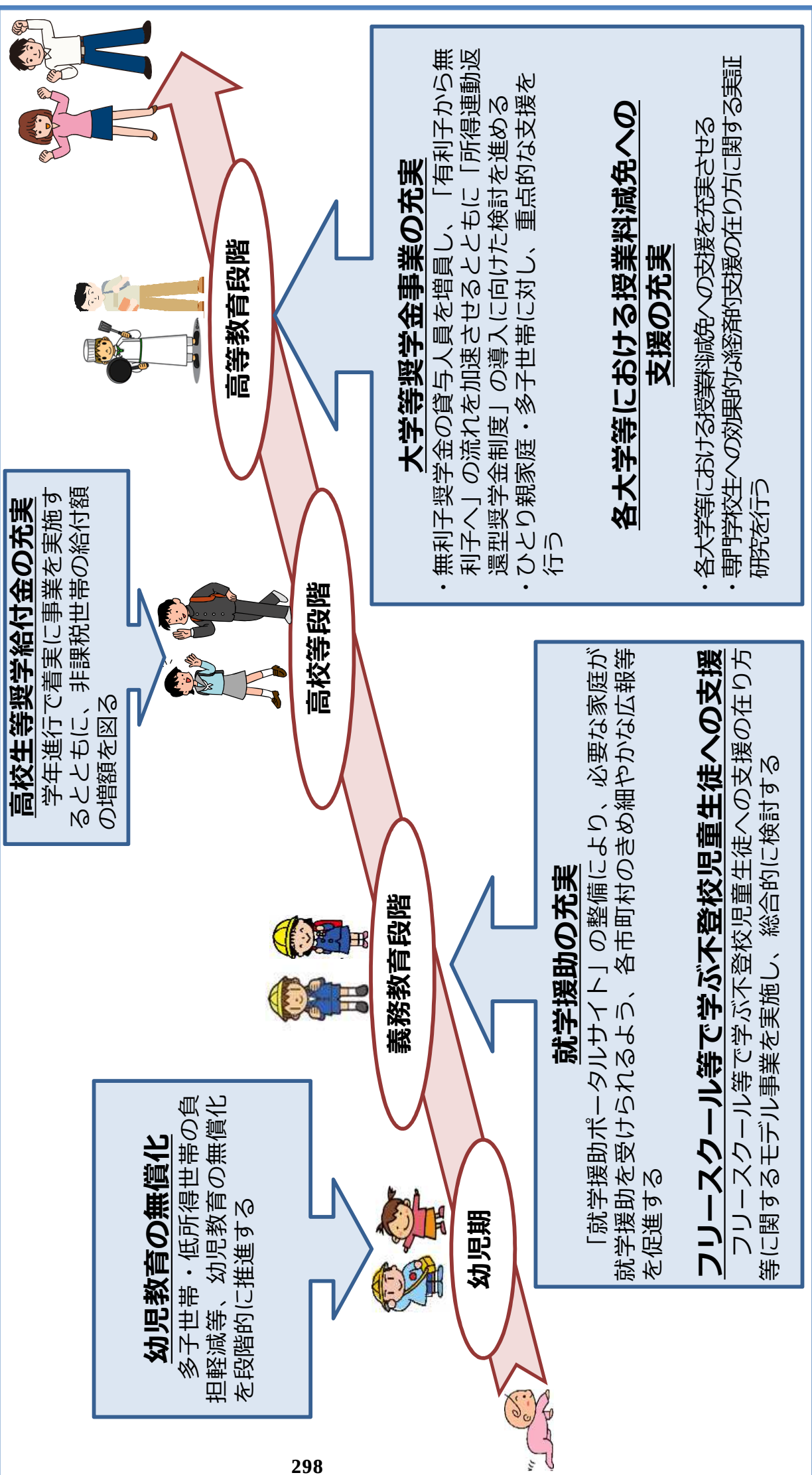
- ・地域の実情に応じ、深夜まで開所することも想定。
- ・ひとり親世帯の子供に限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

支援員の配置

市町村において、「子供の貧困対策支援員」を配置する。支援員は、子供の貧困に関する**各地域の現状を把握**し、学校や学習支援施設、居場所づくりを担うNPO等との**情報共有**や、子供を**支援につなげるための調整**を行う。また、支援員は、居場所の担い手を確保するなど、**新たな子供の居場所づくりの準備等**を行う。

概要

貧困の連鎖を防止するため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減により、ひとり親家庭の子どもが、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保する。



困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援（イメージ）

生活を応援
学びを応援

- ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。
- 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。

⇒両者が役割分担しながら対応することで、**小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。**

就学前

小学校

中学校

高校

大学

ひとり親家庭の子供等の支援

【ポイント】親との離別など辛い経験をした子どもに寄り添った子どもの健全育成。

【対象の考え方】就学前、小学生は本施策で対応、高校中退後の支援も実施。

【強化すべき分野】家に一人でいることが多い子どもの食事の提供も含めた居場所の確保。

就学前の支援

家事援助等の
ヘルパー派遣

強化

子どもの生活・学習支援

放課後児童クラブ終了後等の生活習慣の習得・学習支援

強化

高校中退者への支援

高等学校卒業程度認定試験の
合格支援

強化

子どもの学習支援（※）

（※）制度施行により大幅な支援拡充

強化

高校中退防止の 取組を強化

強化

家庭訪問の強化

生活福祉資金（教育支援資金）（拡充）

生活困窮者自立支援制度

【ポイント】将来の自立に向けた包括的な支援。

【対象の考え方】高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、中学生を中心に支援。

【強化すべき分野】高校中退防止と、家庭状況により複雑な課題を抱えるなどにより、支援が必要だが事業に参加できない子どもの把握、併せて親への支援につなげるための家庭訪問の強化。

* 学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援を新たに実施する。

生活困窮世帯等の子どもの学習支援の拡充

学びを応援

生活を応援

(高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進等)

現状

○学歴別、年齢層別の貧困率で見ると、特に若年層においては「中卒者（高校中退含む）」の貧困リスクが非常に高い。

○生活保護受給者の高校中退率5.3%、一般世帯の高校中退率1.5%

⇒3.5倍（H24実績）

○一方で、モデル事業等において、高校生を対象として実施している自治体は全体の1 / 5程度

○子どもは人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子が存在する。生活困窮者自立支援制度が施行されたばかりで十分に浸透していないため、生活困窮者が自ら相談窓口に行くことが難しい。

300

○教育支援資金（生活福祉資金）において、主として他の貸付制度を利用出来ない低所得世帯への進学費用の支援を行っている。

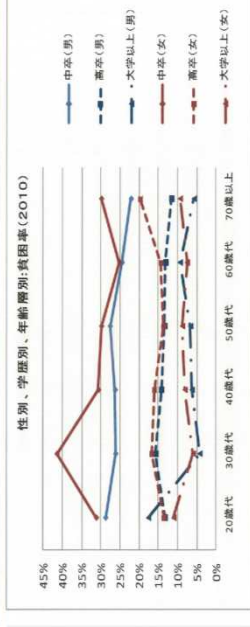
課題

○高校進学が就労を含む自立のポイントとなるが、学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。

○支援が必要な子どもに支援を提供し、子どもの自立に資するとともに親の支援につなげる必要。

○経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

学歴が貧困率に与える影響



・「平成22年国民生活基礎調査」特別集計
・学歴別、年齢層別の貧困率で見ると、特に若年層においては「中卒(高校中退を含む)」の貧困リスクが非常に高い。
・学歴プレミアムは貧困リスクの意という形で一生つまずきそう
出所：内閣府等が公表する世帯調査結果、基本世帯調査、世帯調査結果等、文部科学省、2013.12.20

対応

※平成28年4月から実施

○学習支援事業について、高校中退防止の取組強化。

○また、支援が必要な子どもにも支援が届くよう、家庭訪問の強化。

○教育支援資金（生活福祉資金）について、貸付上限額の引き上げなど、制度の拡充。

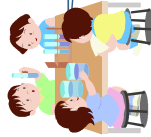


中学生等を対象とした地域住民の協力やICTの活用等による学習支援 (地域未来塾)

学びを応援

概要

- 中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生・高校生等への学習支援を実施。
- 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能。



* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
* 高等学校等進学率の改善や学力向上



301

学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

平成31年度末までの目標数

全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】 ※学校支援地域本部を活用

＜放課後学習支援＞

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回（学期中の週2回（2時間程度））
 - * 学校の空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習
 - * 指導員：教員志望の講師や大学生など



H27年度	H28年度	H31年度
2,000 中学校区	3,000 中学校区 新たに高校生 を支援	5,000 中学校区 (50%) 高校生支援 全国展開

ICTの活用等により、学習支援を一層促進し、可能な限り早期に目標達成



ICTを活用した学習支援（官民協働学習支援プラットフォーム）

概要

- ICT関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築する。
- ICTを活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

<ICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」（イメージ）>

